

# 社会福祉法人開成町社会福祉協議会

## 弔慰金に関する規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、本会の役員等に対し、弔慰金の支給について必要な事項を定める。

### (用語の意義)

**第2条** この規程で役員等とは、理事及び監事の職にある者をいう。

### (弔慰金額)

**第3条** 前項に規定する者が死亡したときは、次の区分によりその遺族に弔慰金を支給する。

役員等 10,000円

### (委任)

**第4条** この規程に定めるもののほか特に会長が必要と認めるときは、この限りでない。また上記弔慰金の他花輪等を支給することができるものとする。

### 附 則

1 この規程は、昭和62年5月27日から施行する。